

## 【所得制限限度額表】

扶養親族等の人数	所得制限限度額	収入額の目安（※）
0人	532万円	733.3万円
1人	570万円	775.6万円
2人	608万円	817.8万円
3人	646万円	860.0万円
4人	684万円	902.2万円
5人	722万円	944.4万円

（※）「収入額の目安」は、給与収入のみの場合で計算しておりますので、ご注意ください。

注1）所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）または老人扶養親族がある者についての限度額は、上記の額に当該同一生計配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額となります。

注2）扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

注3）所得金額は、所得税法に規定する給与所得金額及び公的年金所得金額の合計額から10万円の控除、及び社会保険料控除に相当する金額として、一律8万円の控除があります。また、市町村民税において雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、特別障害者控除、ひとり親控除、寡婦控除、勤労学生控除を受けた方は、それぞれの控除できる額があります。

☆妊産婦医療費受給資格は、毎年10月から審査の対象となる所得が変わりますのでご注意ください。

（10月1日現在における当該年度の所得で審査を行います。）

（お問合せ先） 富山市子ども家庭部子ども福祉課 TEL 443-2249

大沢野行政サービスセンター TEL 467-5830

大山行政サービスセンター TEL 483-2594

八尾行政サービスセンター TEL 455-2461

婦中行政サービスセンター TEL 465-2125